

使用開始日 2020年9月16日

投資信託説明書(交付目論見書)

2789-③

ASIイスラエル株式ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三菱UFJ信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

投資家のみなさまへ

当ファンドは、イスラエル企業の株式に投資をするファンドです。

イスラエルは「中東のシリコンバレー」と呼ばれ、サイバーセキュリティ、医療機器、AI、自動運転、農業技術などさまざまな分野で高度な最先端技術を持つ企業を生み出している研究開発大国です。

私どもは、イスラエル企業の株式の成長性は高く、当ファンドはその成長性の享受が期待できると考えております。

このような趣旨に賛同し、積極的に利益を追求するお客様の資産運用、資産形成の一助となれば幸いです。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|---------------|--------|------|---------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 株式 | 株式 一般 | 年2回 | 中近東(中東) | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

〔委託会社の情報〕

(2020年6月末現在)

| | | | |
|-------|------------------|-----------------------|----------------|
| 委託会社名 | 大和アセットマネジメント株式会社 | 資本金 | 151億74百万円 |
| 設立年月日 | 1959年12月12日 | 運用する投資信託財産の 合計純資産額 | 18兆1,228億55百万円 |

- 本文書により行なう「ASIイスラエル株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年9月15日に関東財務局長に提出しており、2020年9月16日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的

イスラエル企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色



イスラエル企業の株式に投資します。

※株式にはDR(預託証券)を含みます。

※イスラエルの金融商品取引所に上場しているリート(不動産投資信託証券)およびイスラエルの株価指数に連動するETF(上場投資信託証券)に投資することができます。

当ファンドにおけるイスラエル企業とは



- イスラエルの金融商品取引所に上場している企業
- イスラエルに本社を置いている企業／イスラエルに登記している企業
- その他イスラエルと密接な関係を持つ企業

その他イスラエルと密接な関係を持つ企業の具体例

- イスラエル企業を買収した企業
- 研究開発拠点をイスラエルに持つ企業
- 主たる経済活動をイスラエルで行なっている企業 など

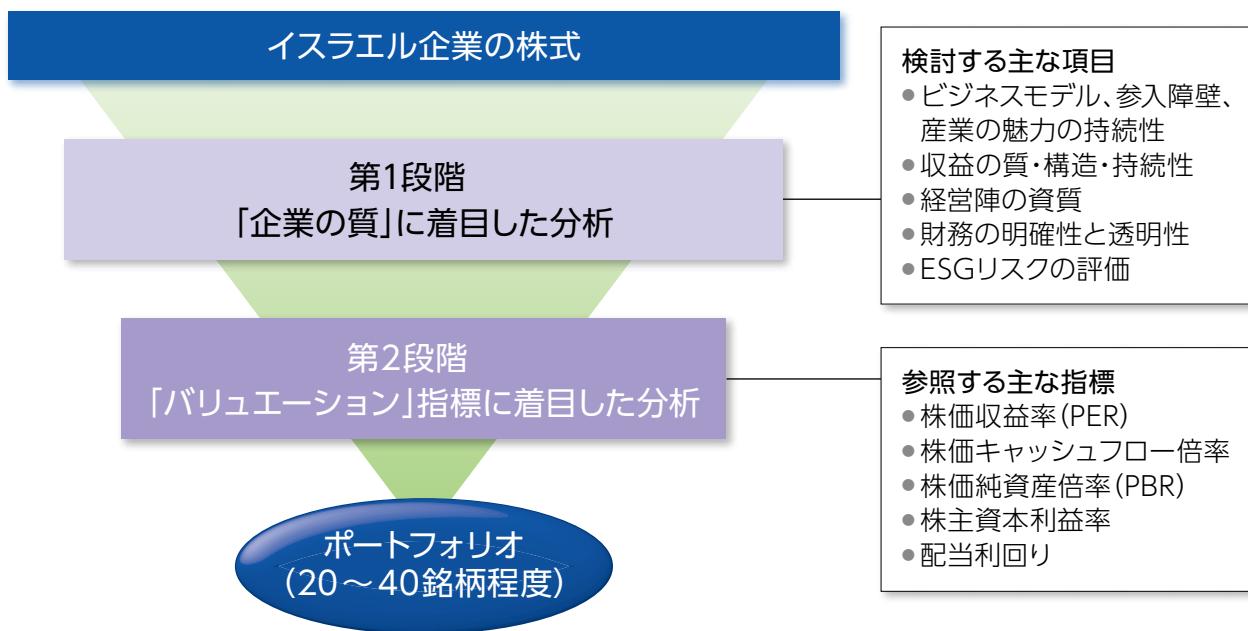
ファンドの目的・特色

2

株式への投資にあたっては、以下の分析を通じて、厳選投資することを基本とします。

- ◆第1段階：ビジネスモデルや収益の質・構造・持続性といった「企業の質」に着目した分析
- ◆第2段階：PERやPBR等の「バリュエーション」指標に着目した分析

ポートフォリオ構築プロセス



3

イスラエル企業の株式の運用は、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドが行ないます。

- ◆外貨建資産の運用にあたっては、アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。

アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドについて

- アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドは、英国最大級の資産運用グループであるスタンダード・ライフ・アバディーン・グループの中核的運用会社です。
- 同グループは、「アバディーン・スタンダード・インベストメンツ(ASI)」ブランドのもと、アクティブ運用にコミットし、世界で資産運用ビジネスを展開しています。

- 株式、リートおよびETFの組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。



毎年6月21日および12月21日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2019年12月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

| | |
|---|---|
|  株価の変動 (価格変動リスク・) (信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 イスラエルの証券市場は、先進国の中でも、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。 |
|  為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
|  カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 |
| その他の | 解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクリング・オフ)の適用はありません。

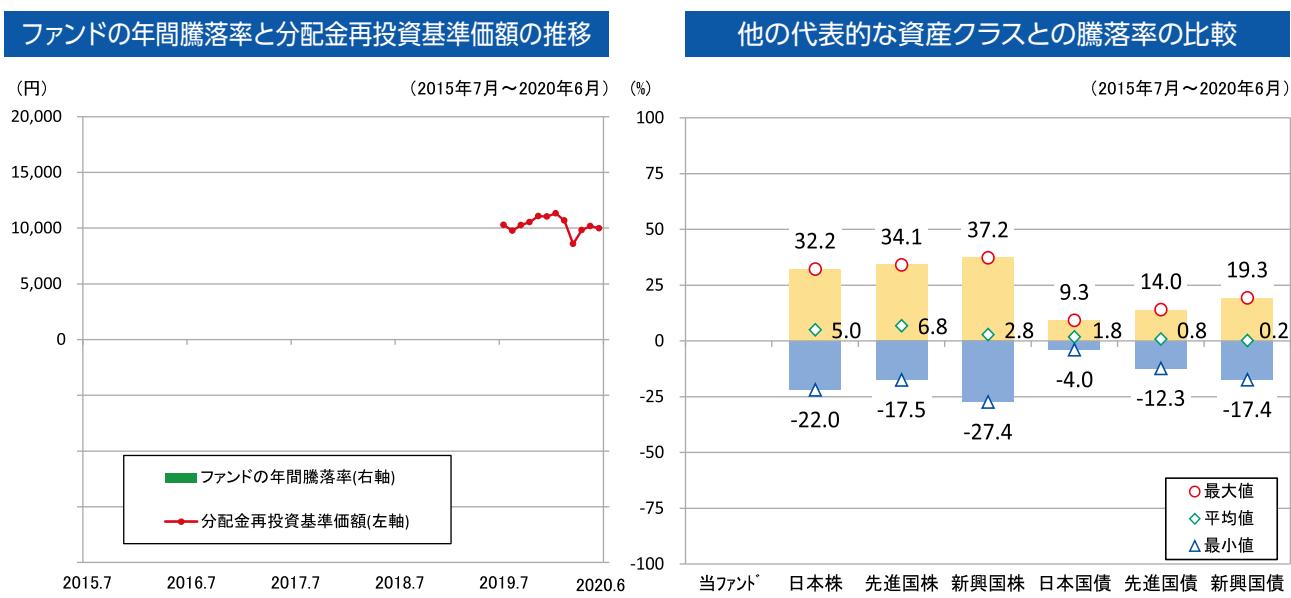
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

投資リスク

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指數値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指數です。同指數に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指數で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指數の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指數は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指數を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

● ASIイスラエル株式ファンド

2020年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,809円 |
| 純資産総額 | 41億円 |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

| 決算期 | 直近1年間分配金合計額: 200円 | | 設定来分配金合計額: 200円 | |
|-----|-------------------|--------------|-----------------|--|
| | 第1期 19年12月 | 第2期 20年6月 | | |
| 分配金 | 200円 | 0円 | | |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

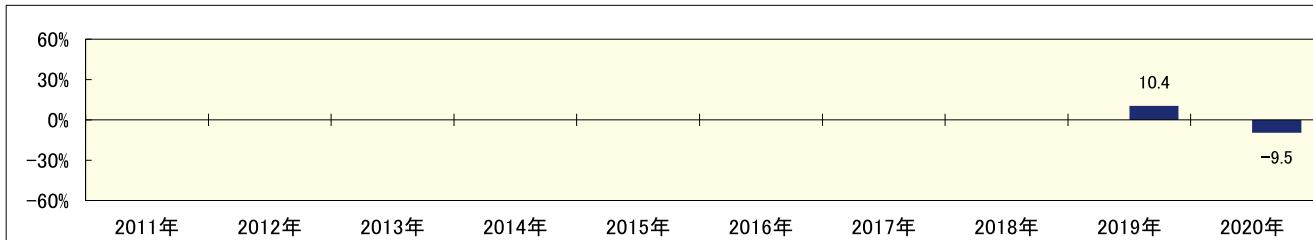
| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 通貨別構成 | 比率 | 株式業種別構成 | 比率 | 組入上位10銘柄 | 国・地域名 | 比率 |
|-------------|------|--------|------------|--------|----------------|-------|------------------------------|-------|-------|
| 外国株式 | 30 | 96.3% | 米ドル | 50.4% | 情報技術 | 34.6% | NICE LTD - SPON ADR | イスラエル | 8.3% |
| | | | イスラエル・シュケル | 47.2% | 金融 | 11.6% | PERRIGO CO PLC | アメリカ | 4.6% |
| | | | 日本円 | 2.4% | ヘルスケア | 11.0% | TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR | イスラエル | 4.4% |
| コール・ローン、その他 | 3.7% | | | | 生活必需品 | 9.8% | MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD | イスラエル | 4.4% |
| 合計 | 30 | 100.0% | | | 資本財・サービス | 6.9% | STRAUSS GROUP LTD | イスラエル | 4.1% |
| 国・地域別構成 | | 比率 | | | 一般消費財・サービス | 6.7% | SAPIENS INTERNATIONAL CORP | イスラエル | 4.0% |
| イスラエル | | 79.7% | | | 素材 | 6.0% | BANK HAPOALIM BM | イスラエル | 3.9% |
| アメリカ | | 13.7% | | | 不動産 | 4.6% | MAYTRONICS LTD | イスラエル | 3.8% |
| イギリス | | 2.9% | | | エネルギー | 2.9% | CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL | イスラエル | 3.7% |
| 合計 | | 96.3% | 合計 | 100.0% | コミュニケーション・サービス | 2.2% | KORNIT DIGITAL LTD | イスラエル | 3.6% |
| | | | | | 合計 | 96.3% | 合計 | | 44.8% |

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2019年は設定日(7月1日)から年末、2020年は6月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | | |
|--------|--------------------|---|
| 購入時 | 購 入 单 位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 |
| | 購 入 価 额 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり) |
| | 購 入 代 金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金時 | 換 金 单 位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位 |
| | 換 金 価 额 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額(1万口当たり) |
| | 換 金 代 金 | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |
| 申込について | 申込受付中止日 | ①ニューヨーク証券取引所、ナスダック(米国)、ロンドンの銀行のいずれかの休業日 ②テラアビブ証券取引所の休業日(金曜日を除く) ③日曜日がテラアビブ証券取引所の休業日の場合、直前の金曜日 ④①～③のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| | 申込締切時間 | 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) |
| | 購入の申込期間 | 2020年9月16日から2021年3月12日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) |
| | 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入・換金の申込みを取消すことがあります。 |
| その他 | 信託期間 | 2024年6月21日まで(2019年7月1日当初設定) 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。 |
| | 繰上償還 | ●アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッドと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 • 受益権の口数が30億口を下ることになった場合 • 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎年6月21日および12月21日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は2019年12月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。 |
| | 収益分配 | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| | 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| | 公 告 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。 |
| | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2020年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|-------------------------|---|--|
| | 料率等 | 費用の内容 |
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | <u>0.3%</u> | 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| | 料率等 | 費用の内容 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <u>年率1.958% (税抜1.78%)以内</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 |
| 委託会社 | 配分については、下記参照 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |
| 販売会社 | | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| 受託会社 | | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 |
| 〈運用管理費用の配分〉 (税抜)(注1) | | |
| 純資産総額 350億円以下の部分 | 年率1.00% | 年率0.75% |
| 純資産総額 350億円超700億円以下の部分 | 年率0.95% | |
| 純資産総額 700億円超の部分 | 年率0.90% | |
| その他の費用・手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分 配 時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。